

## あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商業エリア（市長が別に定める区域をいう。以下同じ。）にある空き家等の活用を促進し、商店街の活性化に資することを目的として交付するあわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金（以下「補助金」という。）について、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 次のいずれかに該当する建築物をいう。

ア 空き家（1年以上居住その他の使用がなされていない建築物であって、改修により店舗又は店舗兼住宅（事業を営む区画（以下「店舗部分」という。）と居住の用に供する区画（以下「住宅部分」という。）を有し、店舗部分と住宅部分が明確に区別できる建築物をいう。以下同じ。）として活用できるものをいう。）

イ 空き店舗兼住宅（過去に営業していた実績があり、連続して3月以上商業活動が行われていない店舗兼住宅（店舗部分と住宅部分が明確に区別できない建築物を含む。）であって、改修により店舗又は店舗兼住宅として活用できるものをいう。）

ウ 空き店舗（過去に営業していた実績があり、連続して3月以上商業活動が行われていない店舗であって、改修により店舗として活用できるものをいう。）

(2) 飲食料品小売業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる業種のうち、次のいずれかに属する事業をいう。

ア 小分類569—その他の各種商品小売業

イ 小分類579—その他の織物・衣服・身の回り品小売業

ウ 中分類58—飲食料品小売業

(3) 飲食業 日本標準産業分類に掲げる中分類76—飲食店（小分類760—管理、補助的経済活動を行う事業所（76 飲食店）及び小分類766—バー，キャバレー，ナイトクラブを除く。）に属する事業をいう。

(4) 宿泊業 日本標準産業分類に掲げる中分類75—宿泊業に属する事業をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 商業エリアに存する空き家等であること。
- (2) 建築物に係る工事等に、現に着手している建築物でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体が所有する建築物でないこと。
- (4) この要綱に基づく補助金のほかに、国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して同種類別の補助を受けていない建築物であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物の店舗改修を行う事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 開業する店舗が、飲食料品小売業等、飲食業、宿泊業又は市の良好な商業環境の形成に資すると市長が認める事業を営もうとするものであること。
- (2) 新たに営む事業に許認可等が必要である場合は、必要な許認可等を取得している、又は開業までに取得できる見込みがあること。
- (3) 新たに営む事業が3年以上継続して営業し、概ね月20日以上かつ1日5時間以上の営業をすることが見込まれること。
- (4) 新たに営む事業について専門家又はあわら市商工会の指導助言を受けること。
- (5) 開業する店舗が、あわら市商工会に加入し地域活性化のため積極的にまちづくり活動に参加するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 事務所、倉庫及び駐車場として利用する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業その他公的な資金の使途として社会通念上不適切であると市長が認める事業
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反する事業その他市長が不相当と認める事業

(補助対象者)

第5条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象建築物において、開業しようとする者（以下「開業予定者」という。）
- (2) 補助対象建築物の所有者で、当該建築物を借り受ける開業予定者が決定しているもの。ただし、開業予定者が、所有者と同じ世帯に属する者若しくは生計を一にする者若しくは所有者の3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者である場合を除く。

(3) 補助対象建築物の所有者から当該建築物を借り受け、賃貸しようとする者で、当該建築物を借り受ける開業予定者が決定しているもの。ただし、開業予定者が、所有者と同じ世帯に属する者若しくは生計を一にする者若しくは所有者の3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者である場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 訴訟等法令順守上の問題を抱えている者

(2) 暴力団等の反社会的勢力若しくは反社会的勢力と関係を有する者又は反社会的勢力から出資等資金提供を受けている者（法人の場合は役員も含む。）

(3) 市税等に滞納がある者

(4) 補助対象建築物の所有者と同一の法人等に属する者

(5) 既に市内で営業している店舗等から空き家等へ移転したことにより、移転前の当該市内の店舗を空き店舗又は空き家とする者

（補助対象経費等）

第6条 補助対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第3条第1項の申請書は、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）による。

（補助金の交付決定）

第8条 規則第4条の交付の決定は、予算の範囲内で行うものとする。

2 規則第6条第1項の通知は、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）による。

（事前着手）

第8条の2 補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合において、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付決定前着手承認申請書（様式第2号の2）を市長に提出したときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、相当と認める場合は、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付決定前着手承認通知書（様式第2号の3）により補助対象者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書若しくは添付書類の内容に変更が生じたとき、又は補助金の交付決定を受けた事業を中止しようとするときは、速やかにあわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金変更・中止申請書（様式第3号）を市長に提出しなければなら

い。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金に係る事業変更・中止承認書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定に係る事業が完了したときは、その日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第11条 規則第10条の規定による通知は、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金確定通知書（様式第6号）による。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、あわら市商店街空き店舗・空き家改修事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業経過の報告）

第13条 補助事業者は、事業の完了した日の属する月の翌月から3年間、年間の取組実施状況、経営状況等について、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金経過報告書（様式第8号）を毎年市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が規則第13条第1項各号に該当する場合のほか、この補助金交付の対象となった事業完了日の翌日から起算して3年以内に廃業した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合において、店舗を休業し、引き続き廃業した場合は、休業を開始した日を廃業の日とみなす。

（財産の処分及び管理）

第15条 補助事業者は、事業の完了した日の属する年度の終了後3年を経過する日以前に、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認なく処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。以下同じ。）してはならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加額が20万円未満のものは、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による財産の処分の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより当該補助事業者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返納させることができる。

- 3 補助事業者は、事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日告示第49号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付申請があったものについて適用し、同日前に補助金の交付申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前のあわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年9月30日告示第112号の2)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の各告示の規定(第4条及び第12条の改正規定によるものを除く。)は、この告示の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の各告示の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和5年6月1日告示第77号の2)

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則(令和6年3月8日告示第39号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助対象 経費	内容	補助率	補助 限度額
店舗改修 費	<p>(1) 対象となる経費</p> <p>ア 店舗部分と住居部分の分離に関する工事に要する費用</p> <p>イ 既存設置物の処分に要する費用</p> <p>ウ 店舗改装費（内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事及び電気照明等の設置工事に要する費用をいう。）</p> <p>エ 設計に要する費用</p> <p>オ その他運営上支障があり、補修が必要な工事のうち、市長が適当であると認めるものに要する費用</p> <p>(2) 対象とならない経費</p> <p>ア 建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事、耐震工事等に要する費用</p> <p>イ 店舗部分と住居部分の分離又は統合と関連がない住居部分の改修に要する費用（市長が特に必要と認めるものを除く。）</p> <p>ウ 既存設置物を売って対価を得る場合の処分に要する費用</p> <p>エ 土地建物の購入に要する費用</p>	1 / 2	<p>(1) 旧店舗部分のみを改修する場合 250万円</p> <p>(2) 前号以外の改修の場合 500万円</p>
備品費	<p>(1) 対象となる備品</p> <p>ア 事業実施のために必要であり、店舗内据置きと判断できる備品。ただし、1件の購入金額が10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）未満のものについては、消耗品とみなし、補助の対象外とする。</p> <p>イ 使用目的が限定でき、容易に持ち運びができない備品</p> <p>(2) 対象とならない備品</p> <p>ア リース又はレンタルで調達した備品</p> <p>イ パソコン、カメラ等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できる備品</p>		

備考

- 1 算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものとする。
- 2 交付決定日以降で補助事業期間内の契約及び発注により発生した経費を対象とする。
- 3 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(連絡先電話 )

あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付申請書

上記補助金の交付について、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容 店舗改修計画書（別紙1）のとおり
- 2 補助事業に要する経費 円
- 3 補助対象経費 円
- 4 補助金交付申請額 円
- 5 補助事業の開始及び完了予定期日 年 月 日 から  
年 月 日 まで
- 6 添付書類
  - (1) 店舗改修計画書（別紙1）
  - (2) ア 店舗が賃貸の場合 店舗所有者の誓約書（別紙2）及び店舗の賃貸借契約書の写し  
イ 店舗が自己所有の場合 店舗の所有を証明する書類（登記事項証明書の写し）及び誓約書（別紙2）
  - (3) 事業費明細書（設計書、見積書等の写し）
  - (4) 位置図、平面図、付近見取図及び改修の概要が分かるもの（図面等）
  - (5) 写真（施工前の店舗等の内外部の現状、営業形態等が分かるもの）
  - (6) その他市長が必要と認める書類
    - ア 個人の場合 住民票の写し
    - イ 法人の場合 法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し、代表者・役員等氏名一覧表、定款又は規約等の写し及び直近の決算書の写し

【市税等の納税状況の確認に関する同意書】

私（当社）は、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金の交付申請を行うに当たり、市の収納担当課等が市の商工担当課に対し、私（当社）の市税等の納税状況に関する情報を提供することに同意します。

年 月 日

氏名

印

## 別紙 1

## 店 舗 改 修 計 画 書

## 1 空き家等の情報

空き家等の名称	
所在地	
建築物の形態	空き家 ・ 空き店舗兼住宅 ・ 空き店舗
改修実施者	
改修する建築物の所有者	住 所 氏 名 改修実施者との関係 ( )
その他の補助金申請の有無	有 ( ) 補助金) ・ 無

## 2 改修後の事業内容

開業予定者	屋号・法人名 (予定) : 氏名 :
業 種	
店舗の名称 (予定)	
開業予定日	年 月 日
事業概要	【事業内容】  【営業日・営業時間】  【セールスポイント】  【ターゲットとする顧客・販売方法】



	<p>【仕入れ先】</p> <p>【地域への波及効果】</p>
具体的なメニュー・取扱い商品・サービス等	
本事業の知識、経験	
従業員数（予定）	名
事業に要する許認可・免許等（必要な場合のみ記載）	<p>・名称： <input type="checkbox"/>取得済み <input type="checkbox"/>取得見込み時期 年 月</p> <p>・名称： <input type="checkbox"/>取得済み <input type="checkbox"/>取得見込み時期 年 月</p>
事業スケジュール	<p>1年目：</p> <p>2年目：</p> <p>3年目：</p>
改修工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

### 3 改修経費 収支予算

支出	金額 (円)	収入	金額 (円)
店舗改装費	円	自己資金	円
外観工事費	円	金融機関借入	円
	円	市補助金 (①の 1/2 以内)	円
	円	その他	円
内装工事費等	円		
	円		
	円		
備品費	円		
	円		
	円		
合計①	円	合計	円

※支出については、積算の明細（種類、税抜き金額）を記載すること。

※補助金額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

### 4 収支見通し 等 (月平均)

	(1) 改修時	(2) 3年後	算定根拠
来客数	人	人	
従業員数	人	人	
売上高①	万円	万円	
仕入高②	万円	万円	
経費③	万円	万円	
人件費	万円	万円	
家賃	万円	万円	
支払利息	万円	万円	
広報費	万円	万円	
減価償却費	万円	万円	
その他	万円	万円	
利益 (① - ② - ③)	万円	万円	
借入金返済 (元金)	万円	万円	

別紙 2

誓約書

私(当社)の所有する次の建物は、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金の対象となることを誓約します。

建物の名称：

建物の所在地：

種 別： 空き家

1年以上住居等の用に供していない建物であって、改装等により店舗又は店舗兼住宅として活用するものであること。

空き店舗兼住宅

過去に営業していた実績があり、連続して3月以上商業活動が行われていない店舗であって、改装等により店舗又は店舗兼住宅として活用するものであること。

空き店舗

過去に営業していた実績があり、連続して3月以上商業活動が行われていない店舗であって、改装等により店舗として活用するものであること。

年 月 日

あわら市長様

所有者 貸主 宅地建物取引業者

住所／所在地

---

氏名／名称及び代表者名

---

様式第2号（第8条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったあわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金については、あわら市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので同規則第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

- 1 この補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は 年 月 日付で申請のあったあわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金等の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金等の額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は前記申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、次の各号に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
  - (1) 補助事業の内容の変更をするとき。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
- 5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、補助金等の取り消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 7 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 8 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

様式第2号の2（第8条の2関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
氏名  
(連絡先電話 )

あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金 交付決定前着手承認申請書

年 月 日付けで交付申請したあわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金に関し、以下の条件を了承の上交付決定前着手したいので、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付要綱第8条の2第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業
- 2 補助事業の着手及び 着手 年 月 日  
完了の予定期日 完了予定 年 月 日
- 3 交付申請額 円
- 4 店舗の所在地、事前着手する施工箇所がわかる資料（位置図、平面図、見積書等の写し）
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

条件

- ・補助金の交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業者が負担するものとする。
- ・交付決定前着手の承認は、補助金の交付を確約するものではない。

様式第2号の3（第8条の2関係）

あわら市指令第 号

住所

氏名

あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付決定前着手承認通知書

年 月 日付で申請のあったあわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金の交付決定前着手について下記のとおり承認したので、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付要綱第8条の2第2項の規定により通知する。

年 月 日

あわら市長



記

1 補助事業等の名称 あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業

2 補助事業の着手及び 着手 年 月 日  
完了の予定期日 完了予定 年 月 日

3 交付申請額 円

4 その他

- ・事前着手箇所については、申請書により申告があった箇所に限る。
- ・補助金の交付決定を受けるまでの期間内に天災地変等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業者が負担するものとする。
- ・交付決定前着手の承認は、補助金の交付を確約するものではない。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(連絡先電話 )

あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金事業変更・中止承認申請書

年 月 日付けあわら市指令 第 号をもって交付決定があった補助事業の内容を下記のとおり変更（中止）したいので、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更・中止の内容
- 2 変更・中止の理由

※変更箇所についての根拠書類等を、交付申請時の添付書類に準じて添付すること。

様式第4号（第9条関係）

あわら市指令 第 号

住所

氏名

あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付変更・中止承認書

年 月 日付けで事業変更・中止承認申請のあったあわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付については、次のとおり交付変更（中止）承認したので、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

あわら市長



記

- 1 この補助金等の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は 年 月 日付けで変更・中止申請のあった事業とし、その内容は申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金等の額は次のとおりとする。

（変更前）補助事業に要する経費	円
補助金等の額	円
（変更後）補助事業に要する経費	円
補助金等の額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は前記申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、補助金等の取り消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 7 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の年度から起算して5年間整備



保存しなければならない。  
様式第5号（第10条関係）

年 月 日

あわら市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(連絡先電話 )

### あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金実績報告書

年 月 日付けあわら市指令 第 号にて交付決定 [及び  
年 月 日付けで補助金等の交付変更承認]を受けた上記の補助事業が完了したので、  
あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付要綱第10条の規定により、その  
実績を下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 補助事業の実績等 : 別紙店舗改修実績書のとおり
- 2 補助事業の実施期間 : 年 月 日から  
年 月 日まで
- 3 補助事業の交付決定額 : 金 円
- 4 添付書類
  - (1) 別紙店舗改修実績書
  - (2) 工事費等の支払を証する書面（領収証等の写し）
  - (3) 写真（施工後の店舗等の内外部の現状、営業形態等が分かるもの）
  - (4) 改修の概要が分かるもの（図面等）
  - (5) 許認可を要する業種の場合は許認可証の写し
  - (6) 開業日・法人設立日を証明するものの写し

別紙

## 店 舗 改 修 実 績 書

### 1 店舗情報等

店舗の名称	
所在地	
改修完了日	
開業日（予定日）	年 月 日

### 2 改修後の事業内容

開業者	屋号・法人名： 氏名：
業 種	
事業概要	【事業内容】  【営業日・営業時間】  【仕入れ先】
具体的なメニュー・取扱い商品・サービス	
従業員数	名
指導助言を受けた機関	<input type="checkbox"/> あわら市商工会 <input type="checkbox"/> 専門家（機関名： ）
あわら市商工会への加入年月	年 月（予定）

### 3 改修経費 収支決算

支出	金額 (円)	収入	金額 (円)
店舗改装費	円	自己資金	円
外観工事費	円	金融機関借入	円
	円	市補助金 (①の 1/2 以内)	円
	円	その他	円
内装工事費等	円		
	円		
	円		
備品費	円		
	円		
	円		
合計①	円	合計	円

※支出については、積算の明細（種類、税抜き金額）を記載すること。

※補助金額に 1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

様式第6号（第11条関係）

あわら市指令 第 号  
住所  
氏名

あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金等確定通知書

年 月 日付けあわら市指令 第 号で交付の決定をしたあわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金については、あわら市補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

あわら市長



記

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

あわら市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(連絡先電話 )

あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付請求書

年 月 日付あわら市指令 第 号で通知のあったあわら市商業エリア  
空き店舗・空き家改修事業補助金を、下記のとおり交付されるよう、あわら市商業エリア  
空き店舗・空き家改修事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		
本・支店名		
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

3 添付書類 通帳の写し

あわら市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
(連絡先電話 )

あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金経過報告書

年 月 日付けあわら市指令 第 号をもって交付決定を受けた上記の補助事業について、あわら市商業エリア空き店舗・空き家改修事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり経過を報告します。

記

1 今回報告対象 : 改修後\_\_\_\_年目  
年 月から 年 月まで

2 新たなおもてなしの取組み、改修の効果

--

3 経営の状況 (月平均)

	改修前 1年間	改修後 1年目	改修後 2年目	改修後 3年目
来客数	人	人	人	人
従業員数	人	人	人	人
売上高	万円	万円	万円	万円
利益	万円	万円	万円	万円